

## 【離婚届】を提出された方へ

離婚届が受理された方の住民登録地の市区町村で手続きが必要な場合がありますので、各自治体にご確認ください。  
西東京市に住民登録をされていた方は、以下の項目に該当する場合、手続きが必要となることがあります。

| 項目  |  | 手続き  | 問合せ先  | 備考   | 確認   |
|-----|--|--|---|--|--|
| 住民  | 住民票の異動   | 住所を変更される方は、手続きが必要となりますので、お問い合わせください。   | 市民課<br>受付係<br>(田無庁舎)<br>042-460-9820<br>保谷庁舎総合窓口係<br>(保谷保健福祉<br>総合センター)<br>042-438-4020 | 【受付時間】<br>平日<br>午前9時～午前11時30分<br>午後1時～午後4時30分  | <input type="checkbox"/>                             |
|     | 印鑑登録をしている方   | 氏と登録印の登録内容が異なる場合は、印鑑登録は抹消されます。新たに印鑑登録が必要です。  |   |  | <input type="checkbox"/>                             |
|     | マイナンバーカード<br>住民基本台帳カード<br>をお持ちの方                     | 氏名に変更があった場合には、カードをお持ちください。お持ちいただいたカードに変更後の氏名を記載します。  |   |  | <input type="checkbox"/>                             |
|     | 電子証明書<br>をご利用の方                                      | 氏名に変更があった場合には、有効期限内であっても電子証明書は失効します(署名用電子証明書のみ)。新たに発行の手続きが必要です。  |   |  | <input type="checkbox"/>                             |
| 保険  | 西東京市<br>国民健康保険に<br>加入している方                           | 保険証をお持ちください。氏等の変更をします。(夜間・休日に届出された場合は、氏等を変更した保険証は郵送いたします。)   | 保険年金課<br>国保加入係<br>042-460-9822  |  | <input type="checkbox"/>                             |
| 年金  | 年金に<br>加入している方                                       | 第3号被保険者は、第1号被保険者への種別変更手続きが必要です。<br><br>年金分割制度の申請が必要な場合があります。<br>お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。   | 保険年金課<br>国民年金係<br>042-460-9825  | 種別変更手続きは、左記の問合せ先の係または市民課保谷庁舎総合窓口係(042-438-4020)になります。<br>年金手帳の氏等の記載は、ご自身でお願いします。   | <input type="checkbox"/>                             |
|     | 年金を<br>受けている方  | 年金分割制度の申請が必要な場合があります。<br>お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。<br>金融機関などで口座名義の変更をした場合、『年金受給権者 受取機関変更届』(様式)を日本年金機構に届ける必要があります。<br>※届出先にお問い合わせください。 |   | 最寄りの年金事務所での手続きになります。<br>※届出先<br>〒180-8621<br>武蔵野市吉祥寺北町4-12-18<br>日本年金機構 武蔵野年金事務所<br>(問):0422-56-1411(ナビダイヤル)<br><br>予約専用電話:0422-56-2445<br>予約専用ダイヤル:0570-05-4890<br>(問)年金ダイヤル:0570-05-1165 | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/> |
| 子育て | 児童手当・<br>子供医療費助成<br>特別児童扶養手当<br>児童育成手当(障害)<br>を受けてる方 | 受給者が変更になる場合は、受給者変更の手続きが必要です。   |   | 必要な書類は、お問い合わせください。   | <input type="checkbox"/>                             |
|     | ひとり親家庭等医療費<br>助成<br>児童扶養手当<br>児童育成手当(育成)<br>について     | ひとり親家庭等の状態にある18歳以下の児童とその養育者が対象となる医療費の一部を助成する制度や手当等があります。   | 子育て支援課<br>手当助成係<br>042-460-9840   | ひとり親家庭等医療費助成及び手当の対象などについて、ご相談ください。お子さんに障害がある場合は20歳未満が対象となる場合があります。   | <input type="checkbox"/>                             |
|     | 養育費の<br>取決めのある方                                      | 養育費確保支援事業制度の対象となる場合がありますので、お問い合わせください。   |   | 詳細、必要な書類などについては、お問合せください。  | <input type="checkbox"/>                             |
|     | 私立幼稚園等<br>に児童を通園<br>させている方                           | 補助金の支給を受けている場合は、受給者の変更が必要となる場合があります。また、支給認定を受けている場合は、家庭状況変更届の提出が必要です。  | 子育て支援課<br>調整係<br>042-460-9841   | 必要な書類は、お問い合わせください。   | <input type="checkbox"/>                             |
| 保育  | 認可保育所等を利用または申込み<br>されている方                            | 認定変更申請(届出)書兼家庭状況変更届と、受理証明書の提出が必要となります。また、補助金の支給を受けている場合は、受給者の変更が必要となる場合があります。  | 保育課<br>保育係<br>042-460-9842  | 詳細、必要な書類などについては、お問合せください。  | <input type="checkbox"/>                             |
|     | 学童クラブを利用<br>されている方                                   | 氏名等に変更があった方は、変更届の提出が必要です。  | 児童青少年課<br>管理係<br>042-460-9843   |  | <input type="checkbox"/>                             |

※その他西東京市でサービスを受けている方は、それぞれの担当課でご確認ください。  
また、『西東京市 暮らしの便利帳』をご参照ください。

西東京市役所市民部市民課  
令和2年12月作成